

沖縄の特区・地域制度の大幅拡充

沖縄には、他県にはない高率の所得控除制度をはじめ、各種の優遇措置がある。平成26年度には、下記の特区・地域制度の抜本的な改善がなされ、使い勝手が大幅に向上した。

特 区

地 域

【経済金融活性化特区】

名護市(H26.4.10付)
※知事の申請を受けて総理が指定

(対象業種)
現行の金融業
⇒知事の設定する産業に拡大
※下記その他、大幅緩和したエンジェル税制の適用あり

【国際物流特区】

那覇地区、中城湾港新港地区、那覇空港地区、那覇港地区の4カ所
※知事が地区指定

(対象業種)
製造業、こん包業、倉庫業等
⇒航空機整備業を追加

【情報通信産業振興地域】

【情報通信特区】

那覇・浦添地区、名護・宜野座地区、うるま地区
※知事が地区指定

(対象産業)
データセンター、プロバイダ、バックアップセンター等
⇒情報通信機器相互接続検証事業を追加

24市町村
※知事が地域指定

(対象産業)
情報記録物の製造業、電気通信業、ソフトウェア業、コールセンター、映画・ビデオ・放送等

【観光地形成促進地域、産業イノベーション地域】

沖縄県内全域
(観光関連施設)
スポーツ・レクリエーション、教養文化、休養、集会、販売施設
⇒対象施設の床面積要件等を撤廃等
(産業イノベーション対象業種)
製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、商品検査業等

措置の概要

<所得控除(特区のみ)>

40%、10年間

(右の投資税額控除等との選択制)

※ 特区内に本店又は主たる事務所を有すること、特区内で設立され10年以内の企業等、いくつかの要件あり

※ 常時使用従業員数要件は大幅に緩和

<投資税額控除等(特区・地域共通)>

・投資税額控除: **機械等15%、建物等8%**

対象資産の下限取得価額を大幅引下げ(1000万円超⇒100万円超等)

・特別償却(**機械等50%、建物等25%**)

※ 経済金融活性化特区、国際物流特区、産業イノベーション地域(機械等34%、建物等20%)のみ。所得控除、投資税額控除との選択制

<その他の支援措置>

- ・ 名護市、うるま市等に各種のインキュベーション施設、分譲地・賃貸工場を用意
- ・ 事業税、不動産取得税、固定資産税等の軽減措置
- ・ 沖縄 - 本土間の情報通信費の支援
- ・ 沖縄若年者雇用促進奨励金等の支援
- ・ 沖縄振興開発金融公庫による低利融資

沖縄の地域・特区制度の改正について

改正前

改正後

情報地域・特区

情報通信産業振興地域(「情報地域」)

- 地域指定: 主務大臣が指定(24市町村)
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置等15%、建物等8%)
(対象資産の下限取得価額条件 1000万円超)

情報通信産業特別地区(「情報特区」)

- 地域指定: 主務大臣が指定(3地区)
- 支援措置: ②事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
(①、②選択制)
- 事業者認定: 主務大臣が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 10人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

情報通信産業振興地域(「情報地域」)

- 地域指定: 沖縄県知事が計画を作成して指定
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置等15%、建物等8%)
(対象資産の下限取得価額条件 100万円超)

情報通信産業特別地区(「情報特区」)

- 地域指定: 沖縄県知事が計画を作成して指定
- 支援措置: ②事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
(①、②選択制)
- 事業者認定: 沖縄県知事が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 5人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等
- ※対象業種として、「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加

物流特区

国際物流拠点産業集積地域(「物流特区」)

- 地域指定: 主務大臣が指定(4地区)
- 支援措置: ①投資税額控除(機械15%、建物等8%)
(①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 1000万円超)
②特別償却(機械及び装置50%、建物等25%)
③事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
- 事業者認定: 主務大臣が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 20人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

国際物流拠点産業集積地域(「物流特区」)

- 地域指定: 沖縄県知事が計画を作成して指定
- 支援措置: ①投資税額控除(機械15%、建物等8%)
(①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 100万円超)
②特別償却(機械及び装置50%、建物等25%)
③事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
- 事業者認定: 沖縄県知事が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 15人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等
- ※対象業種として、「航空機整備業」を追加

金融特区

金融業務特別地区

- 地域指定: 主務大臣が指定(1市(名護市))
- 支援措置: ①投資税額控除(機械及び装置等15%、建物等8%)
(①、②選択制) (対象資産の下限取得価額条件 1000万円超)
②事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
- 事業者認定: 主務大臣が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 10人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

経済金融特区

経済金融活性化特別地区

- 地域指定: 総理大臣が県からの申請に基づき、1地区を指定(名護市)
- 支援措置: ①投資税額控除(機械等15%、建物等8%)
(①~③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 100万円超)
②特別償却(機械及び装置等50%、建物等25%)
③事業認定を受けた法人の所得控除(40%、10年間)
④指定を受けた株式会社の出資に係るエンジェル控除
- 事業者認定: 沖縄県知事が認定
- 認定要件: 常時使用従業員数要件 5人以上 等
- ※対象業種は、沖縄県知事が計画を作成して設定(総理が認定)

沖縄の地域・特区制度の改正について

改正前

改正後

観光地域

観光地形成促進地域

- 地域指定： 沖縄県知事が計画を作成して指定(沖縄県全市町村)
- 支援措置： 投資税額控除(機械及び装置15%、建物等8%)
- 要件：
 - ・対象資産の下限取得価額条件 5000万円超
 - ・建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合が2分の1以上
 - ・構築物に係る取得価額の全体に占める割合が2分の1以上
- 対象施設： スポーツ・レクリエーション施設
教養文化施設、休養施設
集会施設、販売施設
※宿泊施設は対象外

観光地形成促進地域

- 地域指定： 沖縄県知事が計画を作成して指定(沖縄県全市町村)
- 支援措置： 投資税額控除(機械及び装置5%、建物等8%)
- 要件：
 - ・対象資産の下限取得価額条件 1000万円超
 - ・左記の要件廃止
 - ・左記の要件廃止
- 対象施設： スポーツ・レクリエーション施設
教養文化施設、休養施設
集会施設、販売施設
※宿泊施設内の休養施設(温泉保養施設等)、集会施設を対象に追加

産業イノベーション地域

産業高度化・事業革新促進地域

- 地域指定： 沖縄県知事が計画を作成して指定(沖縄県全市町村)
- 支援措置：
 - ・投資税額控除(機械及び装置等15%、建物等8%)
 - ・特別償却(機械及び装置等34%、建物等20%)
- 要件： 対象資産の下限取得価額：500万円超

産業高度化・事業革新促進地域

- 地域指定： 沖縄県知事が計画を作成して指定(沖縄県全市町村)
- 支援措置：
 - ・投資税額控除(機械及び装置等15%、建物等8%)
 - ・特別償却(機械及び装置等34%、建物等20%)
- 要件： 対象資産の下限取得価額条件：100万円超
- ※投資税額控除等の対象資産に開発研究用の器具及び備品を追加